

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県県税条例及び宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

ページ

条 例

宮城県県税条例及び宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

宮城県県税条例及び宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中、第七節 削除」を「第七節 自動車取得税(第八十七条・第九十七条)」に、

「第一節 自動車取得税(第四百四十五条の二・第四百四十五条の十一)」「第二節 軽油引取税(第四百四十六条・第四百六十二条)」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第六条第一項第十二号中「又は」の下に「第二百一条の十一第一項に規定する」を加える。

第十六条の三第一項第四号中「第六百九十九条の十四第二項」を「第二百二十五条第二項」に改める。

第十七条第三項中「第六百九十九条の十四第二項」を「第二百二十五条第二項」に、「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

第一章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第八十七条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令第四十二条の二に規定する自動車の取得は含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第八十八条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運送道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。(以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)において、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条

第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第八十九条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、法施行規則八条の十四に規定するところにより算定した金額(以下この条において「通常取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で、令第四十二条の五第一項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常取引価額と異なる取得価額によるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第十二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第九十条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十一条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。(自動車取得税の徴収の方法)

第九十二条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第九十三条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、県税事務所に申告書を提出するとともに、その申告した税額(第十六条の三第一項の規定によつて加算される延滞金額(修正申告書に係る延滞金額を除く。))を含む。)を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第八十七条第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該

自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)(又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日(自動車取得の報告)

第九十四条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法百十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第九十五条 第九十三条の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第九十三条の規定によつて申告納付することができる。

2 第九十三条若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法施行規則第八条の十八に定める事項を記載した修正申告書を県税事務所長に提出するとともに、その修正により増加した税額(第十六条の三第一項の規定によつて加算される延滞金額で修正申告書に係る税額に係るものを含む。))を納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第九十六条 自動車取得税の納税義務者は、第九十三条各号に掲げる自動車の取得に係る自動車取得税額を県税事務所長に納付する場合(当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。))

む。) には、申告書に証紙代金収納計器(知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下「収納計器」という。)により、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、自動車取得税の納税義務者が収納計器により表示を受けべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は、申告書に納税済印を押すことによつて収納計器による表示に代えることができる。

3 自動車取得税の納税義務者は、前条の規定による自動車取得税額を県税事務所長に納付する場合に、納付書によつて納付しなければならぬ。

(収納計器取扱者の指定等)

第九十七条 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 知事は、前条第一項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器による表示を受けて税を払い込んだ者には、領収書を発行しない。

4 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

5 前各項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第九十八条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があつたときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)第一条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)

以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合には、その販売量(第一百零七条の十七第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下「石油製品販売業者」という。)が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第一百零七条の十七第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、第一百零七条の十七第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第一百零二条の九第四号において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)

を令第四十三条の二によつて算定したものを課税標準として、その者に課する。
(軽油引取税のみならず課税)

第九十九条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 三 法第四十四条の六に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- 四 法第四十四条の六に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる)と認められる炭化水素油で令第四十三条の三に定めるものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項の届出書を県税事務所に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第一百条 第一百条の十七第一項第一号又は第二号の規定に違反して県税事務所の承認を受けずに製造された軽油について、第九十八条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令第四十三条の五に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項

第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接關係を有する事業所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第一百一条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第一百一条の七第三項の規定による県税事務所の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第一百一条 法第四十四条の六に規定する軽油の引取りに対しては、第一百一条の十一第四項の規定による県税事務所の免税証の交付があつた場合又は第一百一条の十五第二項の規定による県税事務所の承認書の交付があつた場合は、軽油引取税を課さない。法第四十四条の二十一第一項の規定による他の道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法第四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による他の道府県知事の承認があつた場合も、同様とする。

(特約業者の指定等)

第一百一条の二 県税事務所長は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(法第四十四条の八第一項に規定する要件に該当する者を除く。)を、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。

ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 県税事務所長は、仮特約業者が第一項の要件に該当することとなつたときその他法第四十四条の八第三項に規定する場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

第一百一条の三 県税事務所長は、仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の法第四十四条の九第一項に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 県税事務所長は、特約業者が前項の要件に該当しなくなつたときその他法第四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税の税率)

第一百一条の四 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第二百一条の五 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第九十八条第三項から第六項まで又は第九十九条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要があつて県税事務所長が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項（法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第二百一条の六 元売業者及び特約業者を軽油引取税の特別徴収義務者とする。

2 県税事務所長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所において直接管理する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

4 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の申告納入）

第二百一条の七 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に於いて徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下「課税標準量」という。）及び税額並びに第二百一条又は第二百二条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油（以下この節において「課税免除軽油」という。）の数量その他必要な事項を記載した法第四百四十四条の十四第二項の納入申告書を県税事務所長に提出し、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第一項の場合において課税免除軽油の数量については、法施行規則第八条の三十七に規定するところにより、次条第六項に規定する登録特別徴収義務者は、第二百一条の十一第四項の規定により交付された免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、県税事務所長の承認を受けなければならない。

4 次条第六項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第二百一条の八 軽油引取税の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油が県内に納入されず、かつ、県内に事務所又は事業所を有さない場合を除き、第二百一条の六第一項の規定により指定を受けた者にあつては元売業者又は特約業者の指定を受けた日後十日までに、同

条第二項の規定により指定を受けた者にあつては当該指定を受けた日後十日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を県税事務所長に申請しなければならない。

2 第二百一条の六第一項の規定によつて指定された軽油引取税の特別徴収義務者で前項の登録の申請をしていないものは、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油が県内に納入されることとなつたとき、又は県内に事務所若しくは事業所を有することとなつたときは、当該軽油が県内に納入され、又は当該事務所若しくは事業所を有することとなつた日後十日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を県税事務所長に申請しなければならない。

3 前二項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。記載事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内に、当該事項について登録の変更を県税事務所長に申請しなければならない。

一 軽油引取税の特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに営業所の代表者の氏名

三 元売業者の名称（特別徴収義務者が特約業者である場合に限り。）

四 取扱石油製品の種類及びその貯蔵設備の概要

五 事務所又は事業所の営業開始年月日

六 その他知事が必要と認める事項

4 事務所又は事業所の営業を承継した軽油引取税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、被承継者の連署を必要とする。

5 県税事務所長は、第一項又は第二項の規定による登録の申請をした者を登録した場合には、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

6 県税事務所長は、次に掲げる場合には、登録特別徴収義務者（前項の登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下同じ。）の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

一 登録特別徴収義務者から前項の登録の申請があつた場合

二 登録特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合

三 登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油が県内に一年以上納入されず、かつ、当該登録特別徴収義務者が県内に事務所又は事業所を有さないこととなつた場合

四 その他知事が定める場合

7 県税事務所長は、登録特別徴収義務者に対しその者の県内の事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。

8 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

9 第七項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

10 登録特別徴収義務者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内に第七項の証票を県税事務所長に返さなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第二百二条の九 第二百二条の五第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによつて、当該各号に定める事項を記載した法第百四十四条の第十八第一項の申告書を県税事務所長に提出し、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

一 第九十八条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
二 第九十八条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
三 第九十八条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から

末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
四 第九十八条第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
五 第九十九条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

六 第九十九条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
七 第九十九条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

(軽油引取税に係る免税の手続)

第二百二条の十 第二百二条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽

油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする法第百四十四条の六に規定する者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、法第百四十四条の二十一第一項の申請書を県税事務所長に提出して同項の免税軽油使用者であることを証する書面(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち県税事務所長の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく県税事務所長に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

3 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく当該免税軽油使用者証を県税事務所長に返納しなければならない。

第二百二条の十一 免税軽油使用者が免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。この場合において、法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者(令第四十三条の十五第十三項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。)は、令第四十三条の十五第十三項本文の規定による届出書の写しを県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しなければならない。

4 県税事務所長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し免税証を交付するものとする。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、船舶の使用者等の免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所の所在地以外において免税軽油の引取りを行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合において

ては、当該免税軽油使用者は当該免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前条第三項の規定は、免税証について準用する。

第百二条の十二 免税軽油使用者は、法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により、他の道府県知事に免税証の交付を申請しよつとする場合においては、令第四十三条の十五第十三項本文の規定による届出書を県税事務所長に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第百二条の十三 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百二条の十第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに(次項から第五項までの規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の法施行規則第八条の三十九第一項各号に掲げる事項を記載した報告書(以下「免税軽油の引取り等に係る報告書」という。)を、当該免税軽油使用者証を交付した県税事務所長に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者で規則で定めるもの(以下「特例報告者」という。)については、前項の規定にかかわらず、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の末日の翌日の属する月の末日までに、免税証の有効期間の初日の属する月の初日(第百二条の十一第一項に規定する免税証の交付申請(以下「免税証交付申請」という。))を初めて行つた場合にあつては、当該交付申請により交付を受けた免税証の有効期間の初日。以下「報告対象期間の初日」という。)から免税証の有効期間の末日の翌日の属する月の前月の末日(以下「報告対象期間の末日」という。))までの免税軽油の引取り等に係る報告書

を、前項の県税事務所長に提出しなければならない。

3 特例報告者が報告対象期間の末日以前に免税証交付申請を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、報告対象期間の初日から当該申請の日の属する月の前月の末日までの免税軽油の引取り等に係る報告書を免税証交付申請の日の属する月の末日までに、同項の県税事務所長に提出しなければならない。

4 特例報告者が報告対象期間の末日以前に第百二条の十一第六項の規定により免税証を返納する場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、報告対象期間の初日から当該免税証を返納する日までの免税軽油の引取り等に係る報告書を当該免税証を返納する日の属する月の末日までに、同項の県税事務所長に提出しなければならない。

5 特例報告者が第二項の規定の適用を受ける場合において報告対象期間の末日の翌日から免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限までの間(以下この項において「特例報告書提出期間」という。))に次回の免税証交付申請を行わない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の属する月の初日から報告対象免税軽油を保有しなくなる日までの免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限については、第一項の提出期限の例による。ただし、特例報告書提出期間の経過後に次回の免税証交付申請が行われた場合については、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、第二項の規定にかかわらず、報告対象期間の初日は、当該次の免税証交付申請を行つた日の属する月の初日とする。
(軽油を返還した場合における措置)

第百二条の十四 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を県税事務所長に提出しなければならない。

- 一 軽油引取税の特別徴収義務者の氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の所在地及び事務所又は事業所の代表者の氏名
- 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- 四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日
- 五 返還に係る軽油の数量及び返還のあつた年月日
- 六 その他知事が必要と認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受け

よつとする場合においては、軽油引取税還付申請書を県税事務所に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場
合における措置)

第百二条の十五 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、県
税事務所の承認を受けよつとする場合においては、免除又は還付の承認申請書に次の各号に掲
げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して県税事務所に提出しなければならない。
ない。

一 免税軽油使用者が第百二条の十一第一項の規定により免税証の交付を申請した場合における
当該申請に係る軽油の数量

二 前号に掲げる軽油の数量のうち、県税事務所長が交付した免税証に係る軽油の数量

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由

四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

五 免税用途に供した免税軽油以外の軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所の所在
地及び氏名又は名称並びにその引渡しの事実

六 前号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由

七 その他知事が必要と認める事項

2 県税事務所長は、前項の承認をした場合においては、免除又は還付の承認書を同項の免税軽油
使用者に交付するものとする。

第百二条の十六 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規
定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に
対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けよつとする場合においては、免除又は還
付の申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(製造等の承認を受ける義務等)

第百二条の十七 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百四十四条の七第一
項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業
者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをい
ふ。)(及び自動車保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下「製造等」
といふ。))を行う時期、数量その他の法第百四十四条の三十二第一項に規定する事項を定めて、

県税事務所長の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動
車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、県税事務所長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認め
るときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿(同項の承認を受けた者が法第七百四十八条第一項の承認を
受けている場合にあつては、当該承認に係る電磁的記録を含む。)を備え、製造等を行った時期、
数量その他第一項の承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水
素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の
燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成し
て、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管
しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内
燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければな
らない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受
けてはならない。

(事業の閉廃等の届出)

第百二条の十八 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸
入することを業とする者で元売業者以外のものをいふ。以下同じ。)(は、事業を開始しようつと
するときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、県税事務所長に届け出なければならない。
その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的
に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その旨を、県税事務所長に届け
出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて県税事務所に届け出なければならない。

(軽油の引取りの報告等)

第二百一十九条 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の法第百四十四条の三十五第一項に規定する事項を、県税事務所に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の法第百四十四条の三十五第二項に規定する事項を、県税事務所に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を県税事務所に報告しなければならない。

4 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に関する事実その他の法第百四十四条の三十五第五項に規定する事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

5 第九十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとくその納入を受けた軽油の数量その他の法第百四十四条の三十五第六項に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

6 前項の特別徴収義務者は、法施行規則第八十五条の五十二に規定するところにより、前項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

(帳簿記載義務)

第二百一十二条の二十 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が法第七百四十八条第一項の承認を受けている場合にあつては、当該承認に係る電磁的記録を含む。)を備え、法施行規則第八十五条の五十三に規定するところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

第二百五条第六項中、「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第八十八条の第三項中、「証紙代金収納計器(知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下「収納計器」という。)」を、「収納計器」に改める。

第八十八条の四を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第四百六十六条から第六百六十二条まで 削除

附則第六条第三項中、「附則第四条の第二項の」を、「附則第四条の第三項の」に、「附則第四条の第二項第二号」を、「同項第二号」に、「附則第五条の四第一項」を、「附則第五条の五」に改める。

附則第九条の四中、「平成十九年度及び平成二十年度」を、「平成二十一年度」に改める。

附則第十条の八第一項及び第十一条の第二項中、「平成二十一年三月三十一日」を、「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の特例等)

第十一条の四 自家用の自動車(第八十七条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)(に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)(に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)(のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の四第二項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の第三項に規定するもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第四条の第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で法施行規則附則第四条の第五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第四条の第六項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の第七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので法施行規則附則第四条の第八項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定

により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の第九項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第四条の第十項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の第十一項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則附則第四条の第十二項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の第十三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の第十四項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の第十五項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則第四条の四第十六項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第四条の四第十七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第四条の四第十八項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則第四条の四第十九項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第四条の第二十項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則第四条の第二十一項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて法施行規則第四条の二十二項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第四条の二十三項に規定するものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十一条の規定の適用

については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則第四条の四第二十四項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので法施行規則第四条の四第二十五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則第四条の四第二十六項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第九十三条又は第九十五条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けよとする旨その他の法施行規則第四条の四第二十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十一条の五 当分の間、第九十八条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十一条の六 平成二十四年三月三十一日までに行われる法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第九十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第二百二条の十一第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第二百二条の十五第二項の規定による県税事務所長の承認書の交付があつた場合は、軽油引取税を課さない。法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項の規定による他の道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四

第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による他の道府県知事の承認があつた場合も、同様とする。

2 第百二条の十から第百二条の十三まで、第百二条の十五及び第百二条の十六の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないとされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第百二条の十第一項中「第百二条」とあるのは、「附則第十一条の六第一項」と、「法第百四十四条の六に規定する」とあるのは、「法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、第百二条の十五第一項各号列記以外の部分及び第百二条の十六第一項中「法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」とあるのは、「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第九十九条、第百二条の五、第百二条の七及び第百二条の九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九条第一項第三号及び第四号	法第百四十四条の六	法第百四十四条の六又は法附則第十一条の四第一項
第九十九条第一項第四号	同条	これらの規定
第百二条の五	第九十九条	第九十九条（附則第十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百二条の七第一項	又は第百二条	若しくは第百二条又は附則第十一条の六第一項
第百二条の七第三項	第百二条の十一第四項	第百二条の十一第四項（附則第十一条の六第二項において準用する場合を含む。）
第百二条の九第六号	第九十九条第一項第三号又は第四号	第九十九条第一項第三号又は第四号（附則第十一条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（軽油引取税の税率の特例）

第十一条の七 平成三十年三月三十一日までに第九十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第九十九条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第九十八条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百二条の四の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第十二条第三項中、「昭和五十四年法律第四十九号」を削り、「令附則第十条の二」を「法

施行規則附則第五条の二第三項」に改める。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

附則第十五条の二を削る。

附則第十七条第四項中、「平成二十年十二月三十一日」を、「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十九条中、「平成二十一年度」を、「平成二十六年度」に改める。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改め、同項第四号中「までの規定」の下に「並びに附則第十七項及び第十八項の規定」を加える。

附則第四項及び第五項中、「平成二十二年十二月三十一日」を、「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第十項中、「平成二十二年十二月三十一日」を、「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を、「当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附則第十五項中、「平成二十二年十二月三十一日」を、「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（平成二十年改正法附則第三十条第二十項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項の次に次の二項を加える。

17 新条例附則第二十三条の三第三項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第二十三条の三第三項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

18 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの期間内に新条例附則第二十三条の三第三項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用

配当等に係る同項の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県条例(以下「新条例」という。)(の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。)

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第九十八条第一項若しくは第一項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第九十九条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)(の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第九十八条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

5 施行日前に第一条の規定による改正前の宮城県条例(以下「旧条例」という。)(第四百六十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第四百四十七条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)(の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第四百四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十九条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第二百二条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第四百九条の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第二百二条の二第一項の規定による

仮特約業者の指定とみなす。

8 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十九条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第二百二条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

9 この条例の施行の際現に旧条例第四百四十九条の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第二百二条の三第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

10 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百四十四条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第二百二条の八第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧条例第五百四十四条第五項の規定により登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録は、新条例第二百二条の八第五項の規定による登録とみなす。

12 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百四十四条第六項第一号の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第二百二条の八第六項第一号の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

13 この条例の施行の際現に旧条例第五百四十四条第七項の規定により交付を受けている証票は、新条例第二百二条の八第七項の規定により交付を受けた証票とみなす。

14 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十六条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第二百二条に規定する場合に係る免税軽油使用者証にあっては新条例第二百二条の十第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第十一条の六第一項に規定する場合に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において読み替えて準用する新条例第二百二条の十第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

15 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百五十七条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第二百二条に規定する場合における免税証の交付の申請にあっては新条例第二百二条の十一第一項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第十一条の六第一項に規定する場合における免税証の交付の申請にあっては同条第二項において準用する新条例第二百二条の十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

16 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十七条第四項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第二百二条に規定する場合に係る免税証にあっては新条例第二百二条の十一第四項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第十一条の六第一項に規定する場合に係る免税証にあっては同条第二項において準用する新条例第二百二条の十一第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

17 この条例の施行の際現に旧条例第六十一条の二第一項の規定により交付を受けた免税証を受けている者に係る同項の規定による当該県税事務所長の承認は、新条例第二百二条の十七第一項の規定

による県税事務所長の承認とみなす。

18 この条例の施行の際現に旧条例第百六十一条の二第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第百二条の十七第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

19 施行日前に新条例第百二条の十八第一項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧条例第百六十一条の三の規定によりした届出は、新条例第百二条の十八の規定によりした届出とみなす。

(県税に関する証明等手数料条例の一部改正)

20 県税に関する証明等手数料条例(昭和三十四年宮城県条例第三十四号)の一部を次のように改正す。

第一条第一項第二号中「第百五十六条第一項」を「第百二条の十第一項」に改め、同項第三号中「第百五十六条第二項」を「第百二条の十第二項」に改める。